

「循環経済（サーキュラーエコノミー）への 移行加速化パッケージ」に即して実施した 施策の報告

令和 8 年 3 月 10 日

循環経済に関する関係閣僚会議 幹事会（第 1 回）

目次

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現	… 2
地域の再生可能資源の徹底活用	… 3
農山漁村のバイオマス資源の徹底活用	…16
資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備	…19
循環経済型ビジネスの拡大	…22
国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築	…25
資源循環を促進する制度的対応	…26
製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の 連携による再生材供給拡大	…28
高度な再資源化技術・設備に対する投資促進	…32
我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築	…41
資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成	…52

地域の循環資源を生かした 豊かな暮らしと地域の実現

国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有や地域への実装支援

※産官学からなるサーキュラーパートナーズ（CPs）の活用

地域の再生可能資源の徹底活用

- CPsは、産官学が連携し、サーキュラーエコノミーへの移行を通じて地方創生と経済成長の同時実現を目指す枠組み。
- 本年は、4つのWGだけでなく、地域での実証と連動したサブWG等も開催。例えば、地域での循環モデルの構築に活用できる情報等をまとめたガイドラインを策定したほか、地域での取組を定量的に評価できるツールの開発等を進めた。
- 加えて、全国4地域において対話の場を設け、事業者、自治体、大学機関、市民等が参画し、サーキュラーエコノミーを自分ごととして捉える機会を創出。今後は、環境省とも連携して資源循環自治体フォーラムへと統合し、対話の機会を継続的に設けていく。



会員数：840者※

企業	685 社
業界団体	38 団体
自治体	33 自治体
大学・研究機関	28 機関
関係機関・関係団体	56 機関

ビジョン・ロードマップ
検討WG

CE情報流通PF
構築WG

地域循環モデル
構築WG

国際連携・標準化
WG

※2026年3月1日時点



2025年10月17日
富山県富山市

2026年2月13日
埼玉県さいたま市

2025年12月10日～12日
東京都

※サーキュラーパートナーシップEXPO

2025年11月27日
京都府京都市

国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有や地域への実装支援

※全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設

地域の再生可能資源の徹底活用

- 廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、
- 全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を活用した**先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチング**を実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

開催結果

● 第1回 資源循環自治体フォーラム

- ・ 2025年9月12日 大阪市（大阪府立男女共同参画・青少年センター）
参加人数：1,022名（現地442名、WEB580名）

● 地方版（6箇所）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 中部 2025年12月19日（金） | 北海道 2025年12月25日（木） |
| 中国四国 2026年1月13日（火） | 東北 2026年1月19日（月） |
| 関東 2026年1月29日（木） | 九州 2026年2月13日（金） |

⇒合計2,250名の参加

第一部

第二部



第1回資源循環自治体フォーラムの内容

第一部

■ 最新の施策、予算の情報

- ・ 環境省政務、大阪府副知事
- ・ 内閣府（地方創生）、消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- ・ 日本経団連、日本政策投資銀行、脱炭素化支援機構

第二部

■ 主要テーマごとに企業と自治体がセッション

リユース	プラスチック	小型家電・リチウム蓄電池	サステナブルファッション
下水汚泥紙おむつ	食品ロス食品リサイクル	家庭ごみの分別回収	木材資源

■ スタートアップ企業による革新的な技術等の紹介

⇒「地域の資源循環促進支援事業」では、

資源循環の診断・ビジョン作成の事業に43自治体、**モデル実証事業**に15自治体及び企業が参加。

今後は、それらの採択自治体・事業者が、その成果を来年度のフォーラムで発表してもらうことや、環境省以外の各府省庁で進められている資源循環の好事例を紹介してもらい、それを踏まえ、新たな取り組みを創出することを検討。

レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進

地域の再生可能資源の徹底活用

地域の資源を最大限活用するため、①調査・モデル実証、②技術実証、③リサイクル設備投資支援等により、
地域の循環資源の回収・再資源化を促進する

地域資源の活用の例

- ・小型家電/食品廃棄物/容器包装・プラスチック廃棄物/
自動車/家電/建設廃棄物
- ・太陽光パネル
- ・SAF
- ・リユース

リサイクル関連設備の例



容器包装リサイクル推進施設

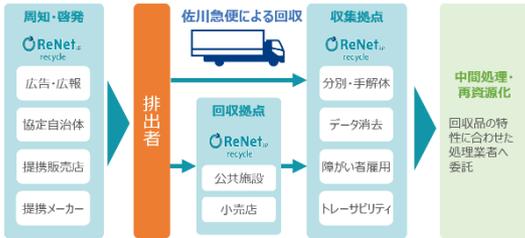


ごみ飼料化施設

具体的な取組例

○小型家電リサイクル

- ・GIGAスクール構想で配備された端末の適切処理に関する説明会を開催。
- ・小型家電リサイクル関係主体の連携事例を調査・公表。



【出所】リネットジャパンリサイクル（株）

＜自治体と認定事業者の連携事例（宅配便回収）＞

○市町村のリサイクル施設整備支援

市町村が行うリサイクル施設の新設及び改良事業を支援することで、地域における資源循環を強化。

令和7年度において105施設の新設・改良を支援。
引続き令和7年度補正予算、令和8年度当初予算案において必要な支援を行う。

- ・マテリアルリサイクル推進施設の新設、改良
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設、改良



＜リサイクル施設（外観）＞



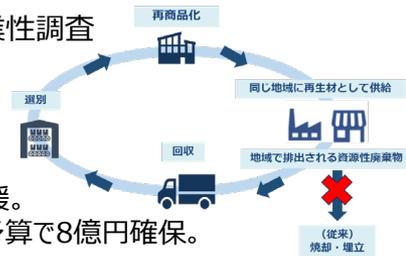
＜リサイクル施設（内観）＞

○地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化

地域で排出される再資源化が困難な循環資源であって、主に焼却・埋立てされている廃棄物（複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物等）を再資源化するために必要な支援を実施。

- ・再資源化の事業性調査
- ・技術実証
- ・設備補助

2025年度に14件の事業を支援。
令和7年度補正予算で8億円確保。



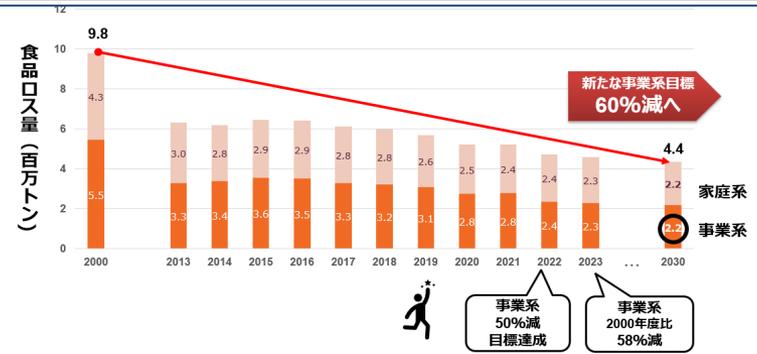
設備の導入が促進され、先進的な事業の内容やノウハウが全国で共有されること等により、地域の循環資源を最大限活用する新たな事業が形成され、地域課題の解決や地域経済の活性化につながる。

食品ロス削減の推進

地域の再生可能資源の徹底活用

事業系食品ロスの半減目標達成と新たな目標の設定

- 2022年度に事業系食品ロスは2030年度**半減目標**を達成
(半減というSDGs目標の達成は世界で初)
- 新たに2030年度6割削減を設定** (2025年3月)



事業系食品ロス削減の推進

1. 商慣習の見直し

- 食品小売業者が賞味期間の3分の1を経過した商品の納品を受け付けない「**3分の1ルール**」等の商慣習の見直しを**努力義務化** (食り法省令改正)
- 商慣習見直し等の提案があった場合、検討・協力することを**努力義務化** (食料システム法、2026年度全面施行)
- 「商慣習の見直しなどの優良な取組を調査・事例発表

2. 食品ロス削減の取組支援

- AIを利用した需要予測システム等の導入促進**
- 食品産業もったいない大賞 (食ロス全国大会)

3. 食品寄附の促進

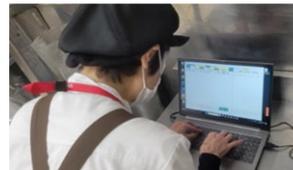
- 「食品寄附ガイドライン」の周知
- 食品企業・物流・フードバンク等の連携支援

4. 食べきり・持ち帰りの普及

- 飲食店用「**食べきりポスター**」「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及

5. 情報発信

- 「BUZZ MAFF」、ロゴ「ろすのん」、てまえどり運動、国際機関との連携



AI需要予測を見ながら発注作業を行う店員の様子
資料：株式会社バローホールディングス



食べきりポスター



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減
ロゴマーク「ろすのん」

食品リサイクルの推進

- 再生利用等実施率の目標引き上げ**
(小売業 60%→65%)
- 食品企業・リサイクル業者・農業者が連携した取組の支援
 - 登録再生利用事業者制度 (148事業者)
 - 食品リサイクルループ計画認定制度 (59件)

食品企業の取組の見える化

- 食品企業の食品ロス削減等の取組を適正に**評価する仕組み** (ベンチマーク・開示制度) の創設を検討中 (2028年度実施予定)
- 食り法定期報告のITシステム化を導入

食品ロス削減、食品リサイクルの推進

地域の再生可能資源の徹底活用

- ◆ 家庭系の食品ロス削減や食品リサイクル推進に向けて、「消費者の行動変容促進」と「自治体による取組支援」に関する支援を実施。
- ◆ モデル事業等で得られた知見をマニュアル、手引き等に整理し、自治体向け研修会や食品ロスポータルサイト等を通して発信し、取組の横展開を図っている。

mottECO

- ・mottECO（モツテコ：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行為）を実践し、得られた知見を元に、その定着と効果的な普及啓発を推進
- ・「mottECO導入の手引き」を令和8年春公表予定



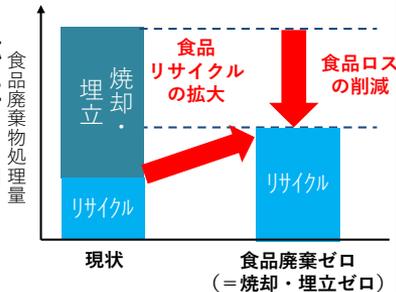
消費者向け手引き

「フードライブ実施の手引き」などを策定し、実施時のポイント等を周知
※令和8年春改定予定



食品廃棄ゼロエリア

- ・食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ（焼却・埋立ゼロ）を目指す先行エリアを創出する
- ・「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」を令和8年春公表予定



自治体等への横展開

- ・令和7年4月に「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を公表
- ・「地方公共団体による食品リサイクルの取組促進事例集」を令和8年春公表予定
- ・食品ロスポータルサイトに手引き・マニュアルやモデル事業報告書等を取りまとめて掲載し、自治体等に周知



今後の取組

- ・自治体への組成調査支援による食品ロス削減推進計画策定推進
- ・消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進モデル事業支援
- ・自治体における食品ロス量や取組等の見える化 等

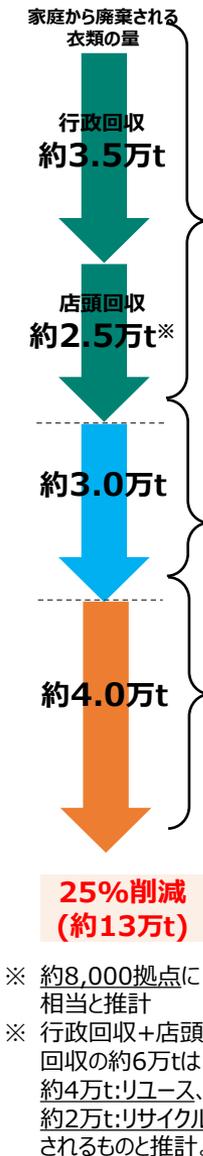
食品ロス削減目標(2000年度比で2030年度までに)

(第2次食品ロス削減推進基本方針より)

・家庭系食品ロス **50%減早期達成**
(433万トン → 216万トン)
【2023年度推計233万トン】

サステナブルファッションの推進

循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン（概要） <2026年1月30日時点の素案>



国のアクション（家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた施策）	
1	<p>解消すべきボトルネック 行政回収によるコスト増加、廃棄物としての取扱い（専ら物）に関する自治体の理解促進</p> <p>▶ 1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 効果的な回収を実現できている事例のポイント整理など、行政回収の実践的なガイドラインの策定 ✓ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援 <p>解消すべきボトルネック 「資源」であることが十分に生活者に認識されていない、故繊維事業者等の地域偏在</p> <p>▶ 1-2. 店頭回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 店頭回収拠点増加により「衣類は資源」と実感する機会の創出・拡大、行政回収空白地域の穴埋め ✓ 回収を身近に感じるためのマッピングによる全国の衣類回収拠点見える化促進 <p>解消すべきボトルネック 使用済み衣類の資源価値の低下、手作業による選別作業の生産性の低さ</p> <p>▶ 1-3. 再資源化量増加に向けたプロジェクト等支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 繊維to繊維リサイクル事業や関連研究・調査の推進
	<p>2</p> <p>使えるものは譲る</p> <p>解消すべきボトルネック 「リユース」が手軽な選択肢として認知されていない、リユース品への抵抗感</p> <p>▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 別途策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、他の使用済製品と合わせて施策を推進
	<p>3</p> <p>使えるものは長く使う</p> <p>解消すべきボトルネック ウルトラファストファッションの普及</p> <p>▶ 3. 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 若年層を対象とした、サステナブルファッションに関心の高い繊維・アパレル関係企業、業界団体及び各種イベント（例：2027年国際園芸博覧会）等と連携したサステナブルファッションキャンペーンの実施 <p>▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進 ※再掲。シェアリング、リペア等の推進</p>
4	<p>国のアクション（目標達成に向けた環境整備等のための施策）</p> <p>解消すべきボトルネック 複合素材繊維の使用等による難リサイクル性、繊維to繊維リサイクルのコストの高さ</p> <p>▶ 4. 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境配慮設計ガイドラインの普及啓発、グリーン購入法による公共調達推進を契機とした需要喚起、脱炭素製品等の定義や表示の在り方の検討 <p>長く使えて資源を循環しやすく作る</p> <p>全般に係るアクション</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ KPI達成度に関するフォローアップ、国際動向の注視、各種取組に関する調査検討

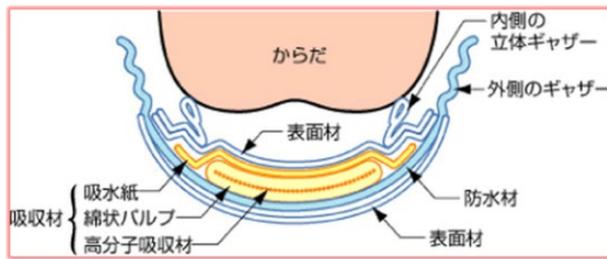
※ 各施策については経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携して実施する。
 ※ これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、この他にも効果的である取組についても順次整理・実施していく。
 ※ 本アクションプランは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

使用済おむつリサイクルの推進

地域の再生可能資源の徹底活用

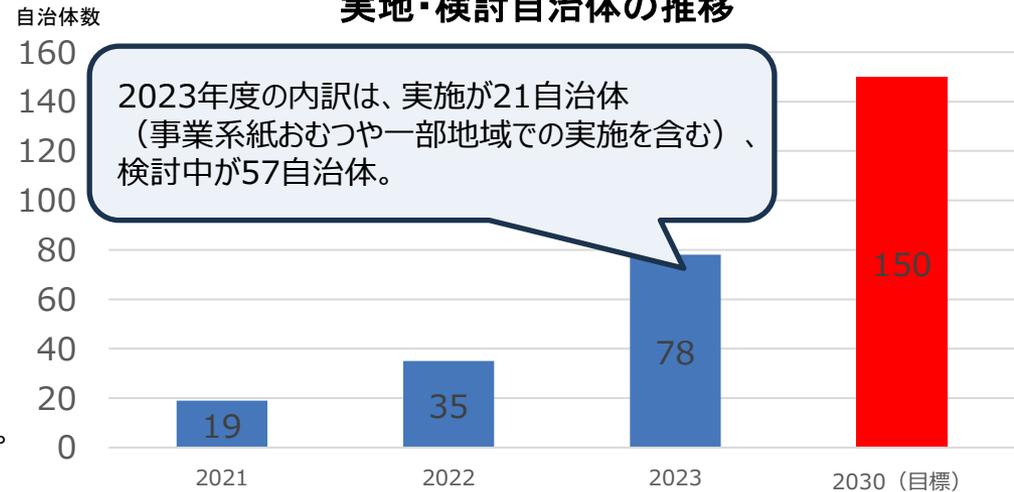
- 紙おむつは高齢化社会により今後排出量が多くなることが推計される。一般廃棄物に占める割合は**2030年度は6.6～7.1%、2050年度には7.7～12.7%程度**となる見込み（2023年度時点では約5.5%）。
- 2030年度までに実施又は検討する自治体数を150とする目標を掲げており、2023年現在では78の自治体の実施・検討を行っている（実施自治体は21）。
- 2025年度は9件の使用済紙おむつのリサイクルに関する自治体伴走支援を実施。

紙おむつの構造 ※パンツ型の例



紙おむつの素材であるパルプ、樹脂、高分子吸収材(SAP)は、殺菌処理などをした上で**再生利用等が可能**。

実地・検討自治体の推移



今後の取組

- 「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を改定し、2026年春に公表予定。ガイドラインの普及や自治体支援を継続し、全国での地域実装を推進する。

【ガイドラインの改定ポイント】（2026年春改定予定）



導入検討の重要性

廃棄物行政・環境・社会の側面から導入検討の重要性を整理



先行事例情報の拡充

再生利用等の先行事例に関する情報を拡充（事例数：3→25程度）



GHG削減効果

焼却処理と比較したGHG削減効果を定量的データで提示



推計ツールの搭載

現状～2050年までの排出量を自治体がシミュレーション可能なExcelを提供



コスト比較の考え方

現状/将来の焼却処理と再生利用等のコスト比較の考え方を整理



再生材の情報

再生材や活用先について情報を更新（再生紙おむつ、固形燃料、建築資材など）

地域未来交付金等による地方公共団体の取組支援等

地域の再生可能資源の徹底活用

- 循環経済の推進に向けた地方公共団体が行う意欲的な取組について、地方創生の観点から資金・人材・情報等の面で支援。

地域未来交付金（地域未来推進型など）【資金】

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。

企業版ふるさと納税の活用【資金】【人材】

- 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除。
事例：未来の大崎町ビジョンマップ
- 2020年度より新たに人材派遣型を創設。

〈事例：鹿児島県大崎町〉
「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」を目標に企業と協働した取組を実施。



地方創生人材支援制度【人材】

- 国家公務員、民間企業社員等の総合的又は専門的な知見を有する人材を副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣し、ノウハウを活かして地方創生を推進。
- 2026年度派遣よりグリーン専門人材分野において循環経済に係る支援分野を拡充。

〈民間専門人材活用の事例〉

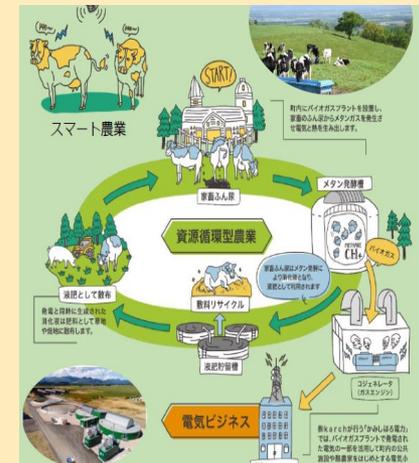
北海道清里町：農業残渣の有効活用等を推進 など

地方創生支援事業費補助金【人材】【情報】

- SDGsの理念に沿った地域活性化や持続可能なまちづくりを進める自治体に対して、専門的知見を持つ人材活用等を支援。

〈事例：北海道上士幌町〉
家畜ふん尿を資源とするバイオガス発電による再生可能エネルギーの地産地消を進める。

- ※自治体SDGsモデル事業（2025年度より新地方創生交付金で対応予定）での取組事例
- ※事業名：「スマートタウンで“弱点”転変！かみしほろ幸せ循環」プロジェクト（2021年度選定）



事例：再生エネルギーの地産地消

地域環境資源を最大限活用した付加価値創出等推進事業【人材】【情報】

- 地域の環境資源を最大限活用し、地域の豊かな生活環境と強い地方経済を同時に実現する地方創生の取組モデルについて、技術的な伴走支援を実施。

廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した 地域脱炭素の推進①

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**地場産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力・レジリエンス強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決に貢献し、強い地域経済の構築に資する。**

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、
バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

地域主体間の連携

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した 地域脱炭素の推進②

地域の再生可能資源の徹底活用

畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化（北海道上士幌町）

<取組内容>

- 畜産ふん尿を活用したバイオガス発電及び町有地等を活用した大規模太陽光発電等の再エネを、地域において実績のある地域新電力「かみしほろ電力」に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化。



畜産ふん尿を活用した
バイオガスプラント

脱炭素×資源循環・農業振興（岩手県紫波町）

<取組内容>

- 家庭系・事業系生ごみや廃棄リング等を原料としたメタン発酵バイオガス発電を導入。
- 発酵時に発生する消化液は、子実用トモロコシ等の肥料として活用することで、家庭系生ごみの収集・運搬対象地域の拡大や農業振興に貢献。



町内生ごみ等を原料とする
メタン発酵バイオガス発電

森とくらしの資源循環による脱炭素化（岡山県西粟倉村）

<取組内容>

- 村全域の公共施設等へ太陽光発電等を導入するとともに、地域エネルギー会社「西粟倉百年の森林でんき株」（令和5年3月設立）が、エネルギーマネジメントを通じて既存の小水力発電、木質バイオマス発電等からの再エネ電力を村内で循環するシステムを構築。
- 未利用廃棄物（樹皮バーク）を活用したバイオマスボイラーを導入し、地域での資源循環を実現。



樹皮バークを活用した
バイオマスボイラー

脱炭素×地場産業育成(使用済みPVリサイクル)（富山県高岡市）

<取組内容>

- 市の基幹産業であるアルミ産業を巻き込み、先行地域内外で発生する使用済み太陽光発電設備のアルミ資材やガラス等のマテリアルリサイクルを目指す。再生アルミ資材は省エネ改修や創エネ設備の設置に活用。
- 廃アルミの資源循環の取組拡大によって地域循環経済を確立、産業の活性化を目指す。



福岡金属工業団地

資源循環に資する「地域生活圏」の形成

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要である。
- このため、地域生活圏の形成に向けて、その担い手である地域経営主体の育成の観点から、**官民が連携した主体が行う先導的な取組（令和7年度に全国17）に対して支援**を実施。

地域生活圏形成リーディング事業

- **地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。**

【支援対象者】

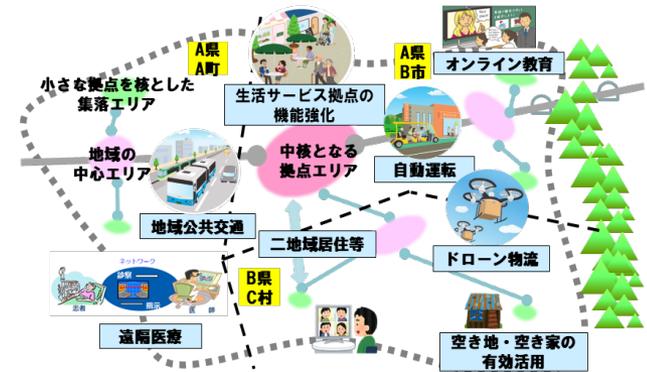
共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- ・ 「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・ 日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・ 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」



地域生活圏の形成イメージ

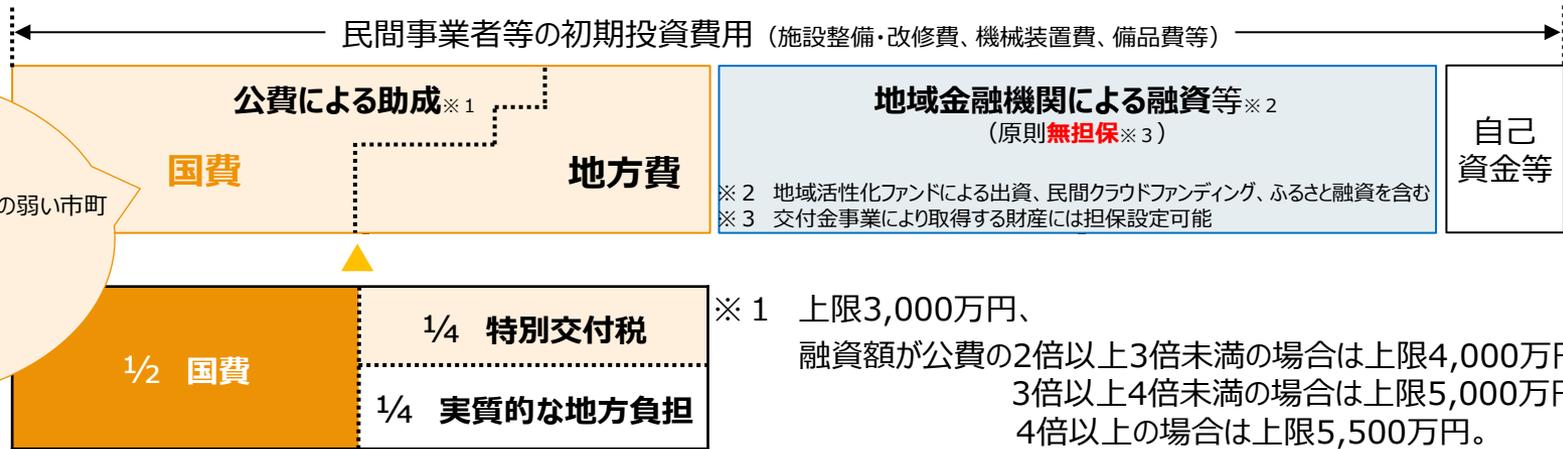
ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

地域の再生可能資源の徹底活用

産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム（R8）



事例・採択件数

R4 : 15件 R5 : 23件 R6 : 82件 R7 : 104件（～R8.2月時点）

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用したいたけ栽培



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



長野県下條村

廃棄りんごを活用した酒造り事業



香川県小豆島町

オリーブの規格外品等を活用した加工品開発



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したブリの養殖



地域の未利用資源等を活用した農林漁業 循環経済地域づくりに向けた支援

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 原料の多くを海外に依存している肥料やエネルギーを国内資源で生産することは極めて重要であり、この実現のための循環型社会の構築は喫緊の課題。
- 農山漁村地域にはバイオマス資源等が豊富に存在しているが、これらを有効活用し資源・エネルギーの地域内循環を実現する「農林漁業循環経済地域」の創出に取り組んでいるところ。

農林漁業循環経済地域のイメージ

農山漁村の地域資源

- ・農業残渣 (もみ殻等)
- ・家畜排せつ物 (ふん尿)
- ・食品廃棄物 (規格外品等)
- ・資源作物 (ソルガム等)
- ・林地残材



我が国における
安定的な
食料生産の確保

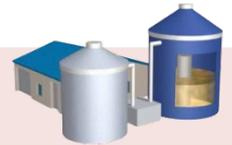
地域のバイオマス由来の原料供給



バイオ関連プラント等

【再生可能エネルギー】

バイオマス発電 (メタン発酵・木質)、熱
営農型太陽光発電 等



【マテリアル製造】

堆肥、バイオ液肥、バイオ炭、飼料添加剤(ギ酸)、
液化メタン、水素、バイオエタノール、BDF 等

農山漁村における
資源・エネルギーの
地域内循環

農地・農林漁業関連施設等

- ・農業用ハウス、畜舎
- ・農業用機械
- ・農地 (畑、水田)
- ・食品加工施設
- ・木材加工施設
- ・地域活性化施設 等



肥料、資材、燃料、再エネの供給



令和7年度までに、
農林漁業循環経済先導地域を **8市町村**※創出。

令和12年度までに、
農林漁業循環経済の構築に取り組む地域を
全国で100件創出することで、
資源・エネルギーの地域内循環を実現。

※令和6年度- 3市町村、令和7年度- 5市町村 (令和7年は見込み)

中高層をはじめとする木造建築の推進や 木質系新素材の技術開発の支援

- 人工林資源の6割が利用期を迎え、主伐が増加する中、**森林資源の循環利用**（①収穫する→②利用する→③植える→④育てる）は、我が国が**バイオエコノミー**を実現する上で**不可欠**。二酸化炭素の吸収・貯蔵により、温暖化防止にも貢献。
- 中高層建築物への木材利用拡大に向けて、**木造化技術の開発・普及や建築実証**の取組を支援。
- 木質系新素材の技術開発については、**改質リグニンの社会実装**に向けて、**大規模製造技術実証**を支援。

持続性を確保する多様な森林整備
集積・集約化の加速 等

価値を最大化する流通・加工の実現
国産材サプライチェーンの強靱化

都市等における木材利用の拡大



優良木造建築物等整備推進事業

令和7年度当初予算：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる
中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトに対して支援を実施。
【令和7年度採択実績：29件】

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再生林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



【出典】熊谷組HP

地上9階建て混構造事務所

下水汚泥資源の有効利用の推進

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

下水汚泥資源の肥料利用の取組を推進する。具体的には、肥料化施設の整備支援、下水汚泥中の重金属の分析支援、公共施設における利用促進に向けた普及啓発等を実施する。また、下水汚泥資源の化石燃料代替エネルギー源としての活用も推進する。

下水汚泥資源の肥料利用

▶ 肥料化施設の整備

- ・国の補助を活用し、各地方公共団体の下水道施設で施設整備が進んでいる。
- ・国が主体となって、リン回収に関する実規模レベルの施設を設置し、リン回収のコスト縮減や品質向上に向けた技術開発を推進。



秋田県奥南地区
広域汚泥資源化施設
(令和7年4月稼働開始)



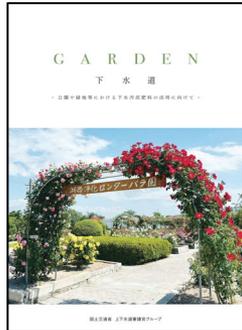
福山市リン回収施設
(令和7年7月稼働開始)

※福山市HPより

▶ 公園等の公共施設での利用促進

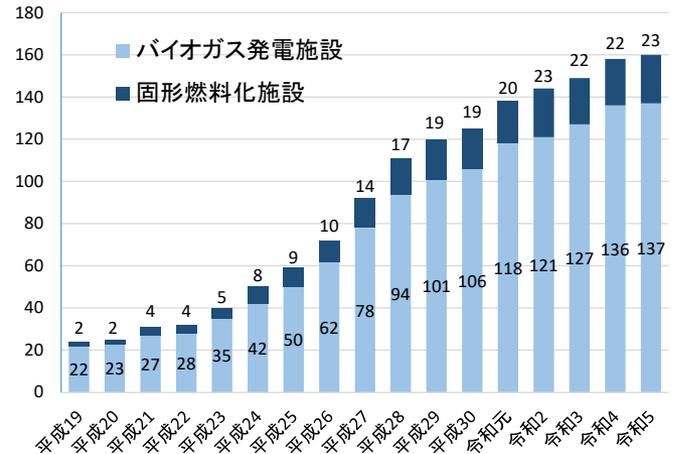
利用事例等をとりまとめたパンフレットを令和7年4月に公表。
案件形成支援業務等でも、下水道管理者と公共施設管理者との連携を図るよう促している。

▶ 令和7年4月に公表したGARDEN
下水道-公園や緑地等における下水汚泥肥料の活用に向けて-



下水汚泥資源のエネルギー利用

▶ エネルギー化施設の導入処理場数 (令和5年度末実績)



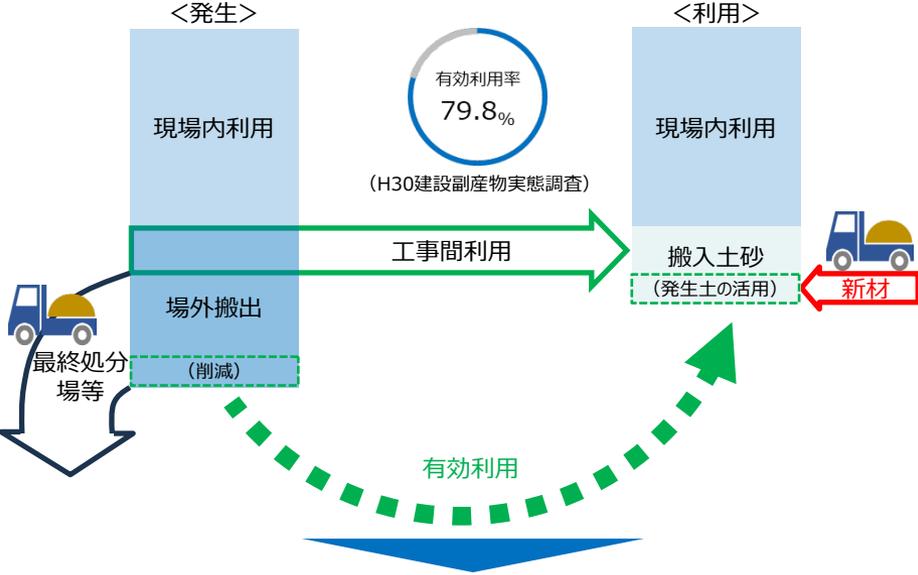
◀ いわき市中部浄化センター下水汚泥等利活用施設 (令和7年2月より運用開始)

建設リサイクルの高度化

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

建設発生土の有効利用促進

- 再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、**現場内・工事間利用等の有効利用を推進**。



建設発生土等の情報交換システムの一体化

(現状)



(新システム) 令和7年5月運用開始

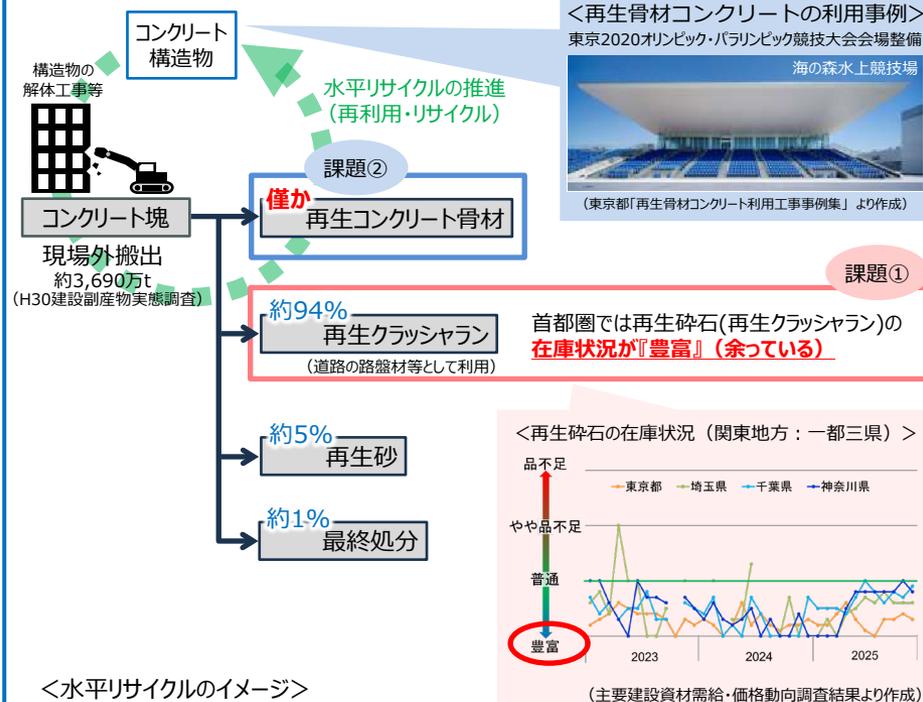


(一般財団法人日本建設情報総合センター資料より作成)

建設発生土等の情報交換システムを一体化し、官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化

建設廃棄物のリサイクル推進

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、**需要拡大のための取組を推進**していく。
- また、需要を踏まえて、**水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上**を図っていく。



水平リサイクルのイメージ



技術的検証等を行ったうえで、再生骨材 (Co,As) の利用拡大の検討を実施

長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進

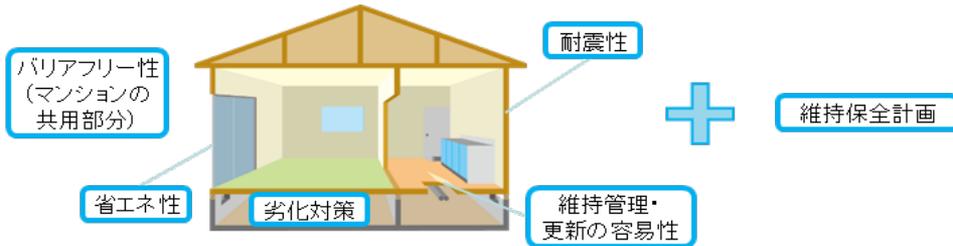
資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

長く使える住宅ストックの形成

○住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（長期優良住宅）の普及を促進した。

※2024年度認定件数：新築約15万戸（新設戸建ての住宅着工戸数に対する割合は約39%）

2030年目標として、認定長期優良住宅のストック数約250万戸とする。（2025.3累計実績約174万戸）



○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームを推進した。

空き家等の利活用

○「不動産業による空き家対策推進プログラム」策定（R6. 6）

入口（空き家発生）から出口（流通・活用）まで、**不動産業は一体として所有者をサポート可能**



○改正空家法に基づく取組等による空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。



（例）地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

インフラ長寿命化の推進

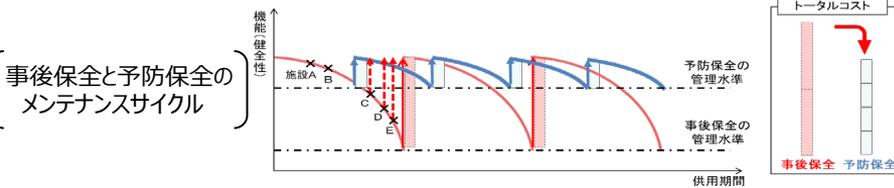
○高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川等の**インフラの老朽化は加**

速度的に進行しており、老朽化対策は喫緊の課題。

○「**予防保全型**」のインフラメンテナンスへの**早期転換**を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。

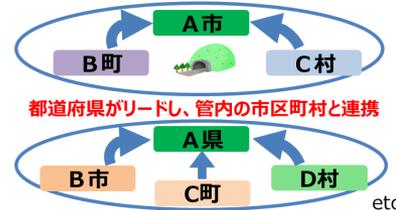
○計画的・集中的な修繕等の実施、**新技術・官民連携手法の普及促進**、**集約・再編**等による**インフラストックの適正化**等の取組を推進。

○効率的・効果的な維持管理に向け、個別施設のメンテナンスのみならず、**既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、複数・多分野のインフラを「群」として捉え、マネジメント**を行う「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」を推進。

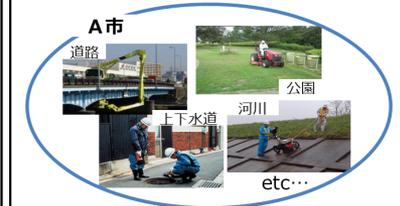


地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）

＜ケース1：広域連携＞
一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携

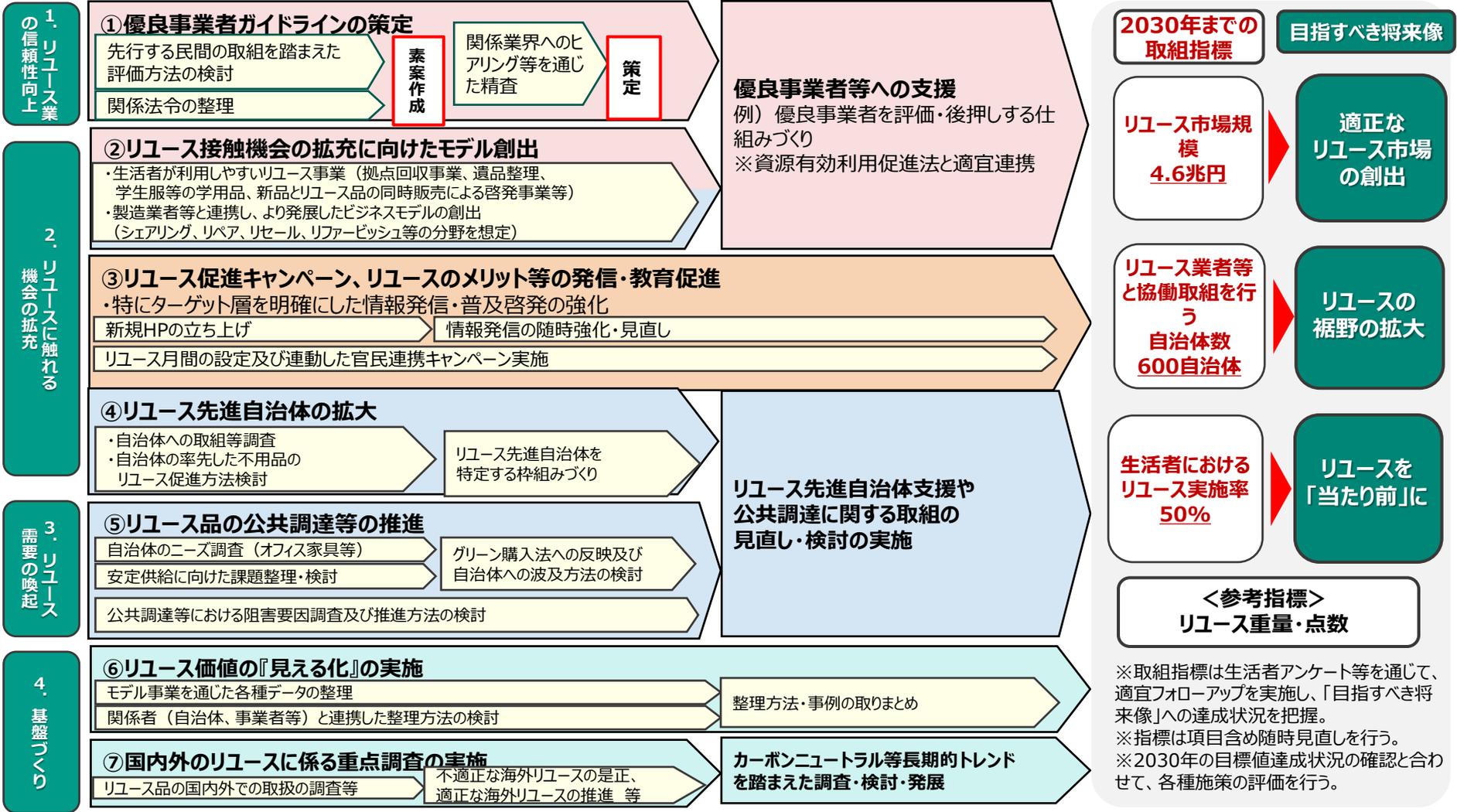


＜ケース2：多分野連携＞
多分野のメンテナンスをまとめて実施



付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等の支援

リユース等の促進に関するロードマップ（案） 令和8年1月28日時点



色分けの凡例：
 施策の主な対象

主に事業者向け	主に生活者向け
主に自治体向け	すべての主体向け

2026 2027 2028 2029 2030年度 2040年度

※これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、この他にも効果的である取組についても順次整理・実施していく。
 ※本ロードマップは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

大阪・関西万博での「日本版CE」の発信

循環経済型ビジネスの拡大

- 次の時代の社会デザインである「サーキュラーエコノミー」に関する大規模イベントを、大阪・関西万博にて開催した。期間中（7日間）には33,000人の目標を大幅に上回る**58,723人の方が来場し、体験型展示やステージイベント等を通してサーキュラーエコノミーへの理解を深めた。**
- 万博における取組が、レガシーとして次時代の社会の取組に受け継がれるようにするため、学習冊子や展示什器の一部を活用した出張授業等のイベントを、小学生を対象に複数地域（富山、京都、東京、埼玉、三重）で実施したほか、サーキュラーエコノミーに繋がる行動等を**わかりやすく解説したウェブサイト**を公開した。
- 小学生に人気を博する「科学漫画サバイバル」シリーズと連携することで、来場者に「サーキュラーエコノミー」を身近に感じてもらい、楽しみながら最新の科学的知見・技術に触れ、資源循環の重要性や地球の将来を考える機会を提供。
- 今後に向けては、万博での取組等を踏まえた教育系プログラムや、消費者のみならず事業者・公的機関に対するCE普及プログラム等を検討している。



大阪・関西万博での「日本版CE」の発信

①実施結果・政策成果

大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済からの、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、並びに、プラスチックの流出を防止し新たな汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（OBOV）」を実現した社会像と、官民による最新の取組、研究・技術開発の状況を発信することを通じて、これまで省庁としてアプローチが限られていた家族連れや若年層を含む幅広い来場者層の循環経済やプラ汚染に対する問題への理解促進と、意識変化・行動変容につなげた。

具体的には、『サーキュラーエコノミー研究所』（経済産業省と共催の催事）にて以下①、並びに、万博運営に関して②を実施した。

（実施場所）EXPOメッセ（実施期間）2025年9月23日～29日

①-1 プラスチック資源循環普及啓発のための展示・イベントの実施

概要：企業等による先進的取組展示 出展事業者4者

資源循環の取組を啓発するイベントによる発信

ステージイベント来場者160名、ワークショップ参加者40名

①-2 OBOVの実現に向けた官民連携、最新研究の展示・イベントの実施

概要：自治体と地元企業や住民らによる海ごみ対策を促進するローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業や、プラ汚染に関する最新の調査研究について、パネルや動画、ステージイベント、体験型ワークショップで発信。

ステージイベント来場者150名、ワークショップ参加者85名

②博覧会協会に対して運営に関する廃プラ削減、食品ロス削減に関する技術的な助言等

概要：環境省と万博事務局との打ち合わせや資源循環ワーキンググループの中で助言を行ったほか、事務局に有識者を紹介するなど貢献。

（当日の様子）



（①-1 ステージイベント）



（①-1 ワークショップ）



（①-2 ステージイベント）



（①-2 パネル・動画展示）

②今後の方向性

- ・万博の展示・イベントを通じて資源循環の取組に対する国民の期待を直接に感じ、事業者が今後の取組を拡大する契機となった。
- ・地方公共団体・事業者等による資源循環に資する先進的モデル形成支援事業を実施し、拡大を図る。
- ・多様な先進的取組の支援・普及啓発（プラスチック・スマート、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業、調査研究事業等を通じた支援と併せ、展示パネルや動画も活用した普及啓発により、国民の理解促進に努める）

国内外一体の 高度な資源循環ネットワークの構築

再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築

資源循環を促進する制度的対応

- 改正資源有効利用促進法が令和8年4月1日から施行予定。動静脈連携を基本とするサーキュラーエコノミー型に政策体系を刷新。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のため、再生材（第一弾：再生プラスチック）の利用義務を課す製品（自動車、家電4品目、容器包装（食品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く））の、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。自主回収・再資源化の対象製品に、電源装置（モバイルバッテリー）、携帯電話用装置（スマートフォン等）、加熱式たばこデバイスを追加。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者について、資源の有効利用に資する取組を行う者として満たすべき基準を、家電4品目、オフィス家具4品目、複写機を対象に設定。

太陽光パネルリサイクル推進に向けて

資源循環を促進する制度的対応

- まずは効率的にリサイクルが実施可能な**多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等に対する、新たな法制度による規制の導入（判断基準に基づくリサイクルの取組を義務付け）**と、技術開発・設備導入等の予算措置や既存制度により、**リサイクル費用の低減・体制整備**を図り、2030年代後半以降に見込まれる大量廃棄に備えて**規制を段階的に強化**した上で、**太陽光パネルの幅広い排出者等へのリサイクル義務化**を目指す。

新たな法制度案

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
- 排出実施計画の事前届出義務

※指導・助言は全ての事業用太陽電池廃棄物の排出者等が対象

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 効率的なリサイクル事業者を認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- リサイクルの技術開発・施設整備等の財政上の措置

④ 製造業者等に対する措置

- 環境配慮設計の実施等の責務
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討

- 埋立処分場の残余容量、リサイクル費用の状況等を勘案して、**太陽光パネルの幅広い排出者等を対象とした義務付け**を検討し、制度を見直し

※公布から1年半以内の施行を予定

既存制度、財政支援等

リサイクル費用低減・体制整備に係る措置

- ① リサイクル費用低減に向けた技術開発支援
- ② リサイクル設備の導入支援
- ③ 再資源化事業等高度化法に基づく対象設備の認定
- ④ 再生材の売却益向上に資する技術実証
- ⑤ 収集運搬の効率化の実証、保管施設の導入支援
- ⑥ リサイクルに取り組む太陽光発電事業者からの電力調達の促進（環境配慮契約法等での検討）

製造業者等の取組促進に係る措置

- 資源有効利用促進法の判断基準に基づく環境配慮設計の推進

不適正処理・不法投棄対策等

- ① 不適正処理・不法投棄対策の徹底（廃棄物処理法）
- ② 再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の着実な実施
- ③ 適正なリユースの推進（ガイドラインの改訂）

再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化

製造業と廃棄物処理・リサイクル業(資源循環業)の連携強化による再生材供給拡大

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）

法の目的：**再生材の質と量の確保**と**脱炭素化**の取組を加速化し、資源循環産業のさらなる発展を後押し

資源循環産業・事業者全体の底上げ

高度化に係る基本方針

高度化に向けた判断の基準

実施状況の報告・公表

再資源化事業等の高度化の促進（3つの類型の環境大臣認定制度）

認定された事業は、廃棄物処理法における**各種許可手続きを不要**とする等の特例

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- 再生材を回収する**分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

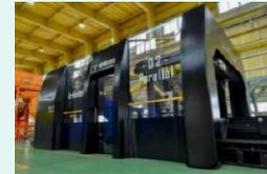


例：太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

目標：3年間で100件以上の認定事業の創出

■ 直近の進捗

- 2025年11月21日 全面施行（申請制度の開始）
- これまでに全国で45回以上の事業者向け説明会や意見交換会を実施
- 税制特例措置等の創設

資源循環分野における外国人材確保

製造業と廃棄物処理・リサイクル業(資源循環業)の連携強化による再生材供給拡大

- **特定技能制度**は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人**を受入れることを目的とする制度。
- **育成就労制度**は、育成就労産業分野における就労（原則3年以内）により、**特定技能1号水準の技能を有する外国人材を育成**するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする制度。**令和9年4月施行**。
※育成就労産業分野：特定技能制度の分野（特定産業分野）のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野。
- **令和8年1月23日**に**分野別運用方針**（各分野で定める制度の運用に関する方針。資源循環分野の内容は以下の通り。）が閣議決定され、**資源循環分野（廃棄物処分業（中間処理））**は**新たな対象分野**となった。
【主な内容】
〔従事する業務〕 廃棄物の中間処理を行う業務
〔受入れ可能な事業者の要件〕 優良な事業者（法令を遵守し、労働安全衛生対策等に適切に取り組む事業者）
〔受入れ見込み数〕 4,500人 〔転籍制限期間〕 2年
- 今後、**令和9年の受入れ開始を目指し**、関係者ともよくご相談しながら、協議会の立ち上げや試験実施等の受入れの準備を進める予定。



自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成

製造業と廃棄物処理・リサイクル業(資源循環業)の連携強化による再生材供給拡大

- 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）においては、素材循環重視のリサイクルを進め、質の高い再生利用を進めることで再生材の価値が市場で評価され高値で売買され、可能な限り繰り返し循環利用がされるよう、必要な取組を行うこととしている。また、欧州において自動車の再生プラスチックの利用義務化等が盛り込まれたELV（廃自動車）規則案が提案された。
- こうした背景を踏まえ、環境省において、経済産業省と連携し、産官学連携の下、我が国における戦略的対応を検討するためのコンソーシアムを令和6年11月20日に立ち上げ。
- 令和6年度2回開催し、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性やその実現に向けた国の支援策等について議論し、令和7年3月31日に「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」を公表。
- 令和7年度も2回開催し、再生プラスチック安定供給体制の構築に向けて再生プラスチック集約拠点の必要性を提示し、令和8年3月3日に「産業競争力のある再生プラスチック市場構築のためのロードマップ」を取りまとめた。

令和6年度

第1回会合（11月20日）、第2回会合（3月17日）

【主な議題】

- 自動車向け再生プラスチックに関する現状について
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための課題とアクションプラン(案)について

令和7年度

第1回会合（10月28日）の概要

【議題】

- 市場構築・拡大に向けて必要な施策（「再生プラスチック集約拠点」等）

第2回会合（3月3日）の概要

【議題】

- 市場構築・拡大に向けた施策の概要とロードマップ案（「再生プラスチック集約拠点」等）



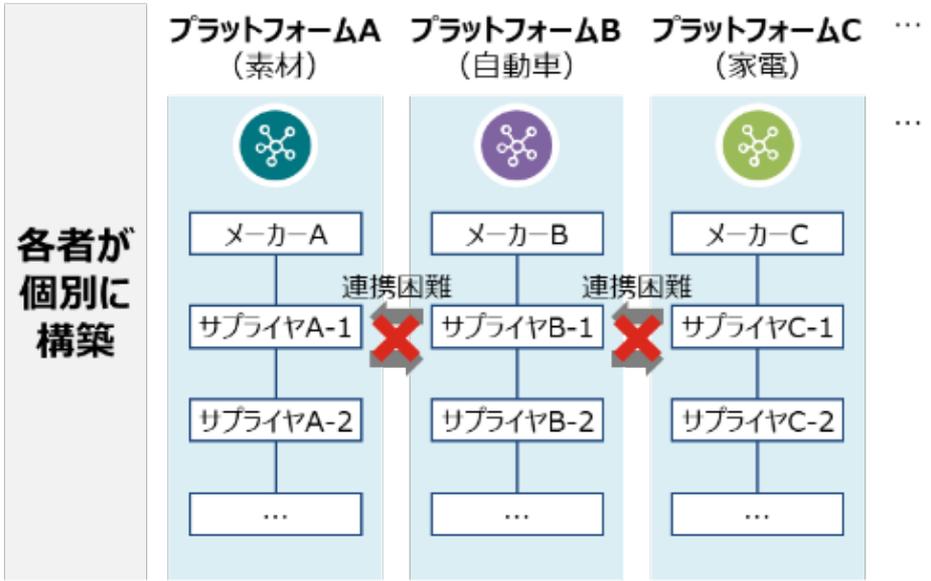
令和7年度第1回会合の様子
※石原環境大臣が冒頭挨拶

事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援

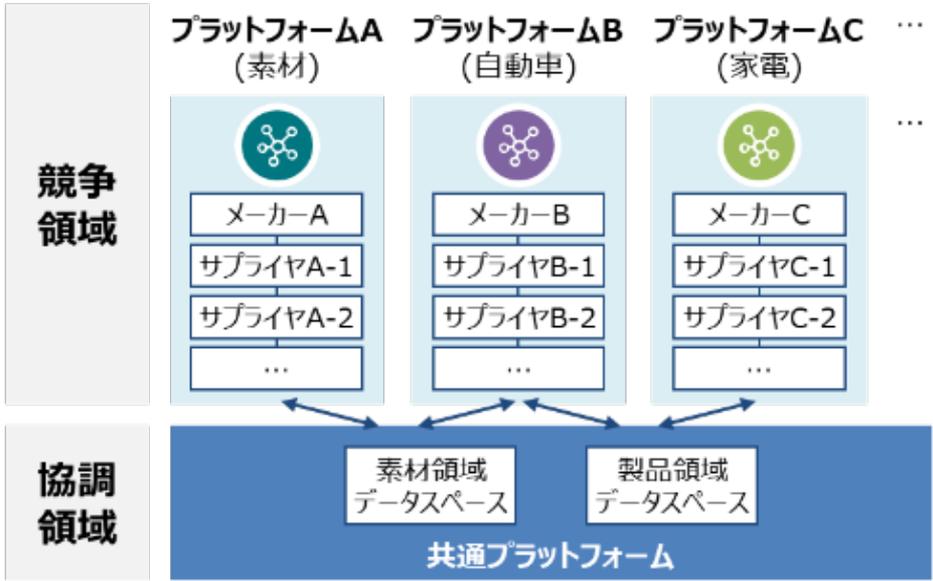
製造業と廃棄物処理・リサイクル業(資源循環業)の連携強化による再生材供給拡大

- 国内における**資源循環ビジネスの拡大**及び国際的な規制導入を始めとする**各種規制対応**のために、各産業とも協調しながら**製品・素材の情報や循環実態を可視化するCE情報流通PFの立ち上げを目指す**。
- 海外プラットフォームとの相互接続等を見据え、**ウラノス・エコシステムにCE情報流通PFを構築**する。
- ユースケースである**製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム（CMP）**については大規模システム実証を行うとともに、他の特定の製品や素材を対象としたユースケースの創出を進める。さらに、**再生材に関する情報伝達に向けたリサイクルマネジメント情報プラットフォーム（RMP）**の構築も進めていく。

現状：製品・素材別の個別プラットフォーム



目指す姿：製品・素材横断の共通プラットフォーム



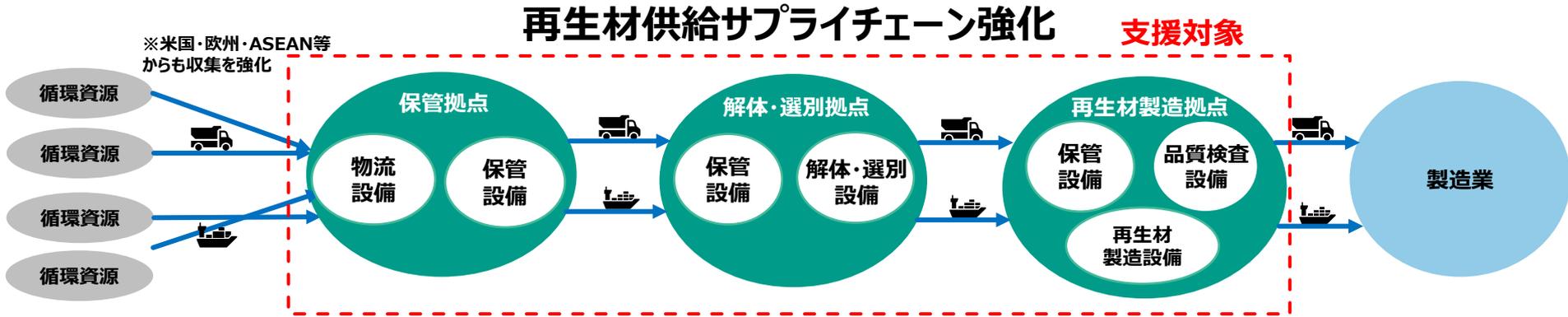
高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援

(令和7年度補正予算及び令和8年度予算案による重点的な措置)

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

■ 再生資源の保管拠点、解体・選別拠点、再生材製造拠点の構築支援

資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するためのサプライチェーン上の各種拠点（保管、解体・選別、再生材製造等）に係る設備の集約化・高度化を行うための関連インフラ導入や実証事業の支援を行う。



単位：億円

	R6補正	R7当初	計
工ネ特会	17	83	100
GX	-	150	150
一般	-	-	-
合計	17	233	250

	R7補正	R8当初案	計
	31	119	150
	-	200	200
	-	60	60
合計	31	379	410

+160億円 (1.6倍)

令和6年度補正予算及び令和7年度予算において、以下の予算事業を実施。

■ 省CO2型資源循環高度化設備等に係る実証や設備導入支援（エネ特）

令和6年度補正 + 令和7年度当初 100億円

■ CO2排出削減が困難な産業の排出削減に貢献する資源循環設備に関する実証や導入支援（GX）

令和7年度当初 150億円

令和6年度補正予算及び令和7年度予算における実証・導入補助実績

省CO2型資源循環高度化設備等に係る実証や設備導入支援（エネ特）

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

令和7年度新規採択件数：9件

脱炭素型循環経済システム構築促進事業

令和7年度新規採択件数：11件

CO2排出削減が困難な産業の排出削減に貢献する資源循環設備に関する実証や導入支援（GX）

先進的な資源循環投資促進事業

令和7年度新規採択件数：8件



プラ選別・減容成形設備



リチウムイオン電池の
リサイクル設備

高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の 技術開発・設備導入支援

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 都市鉱山からの資源回収を加速させるため、デジタル技術を活用しながら、より広範囲な製品及び資源に対応しながら、解体・破碎・選別を最適化するような技術開発を行っている。

研究開発項目①

多種多様な廃小型家電から屋外での仕分け、解体、破碎する自律的な解体システム、また選別工程を自律制御、高速化する選別システムの開発を実施。



開発中の選別システム（産総研つくば西）

研究開発項目②

製品情報や解体、破碎時に必要となるデータを取得、整理しデータベースを構築するとともに、研究開発項目①と連携する選別情報自動分析システムを開発。

(a) 製品選別情報自動分析システム <産総研、大栄環境>

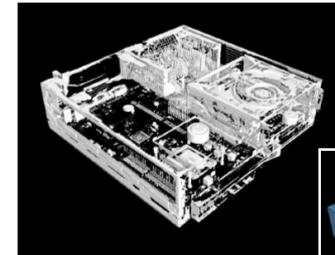
《X線CTによる製品構造データ構築》

参照用構造データ自動分析

デスクトップPCの
X線CT試撮影

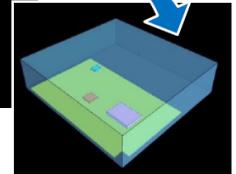


X線CTデータ



【本開発】
自動化手法開発

【現状】目視判断、
幾何形状モデルによるCAD化



XRT-2D
情報抽出

AI推定手法確立

[附大栄環境総研「産業用CTスキャンによるPC内部構造の把握調査報告書」]

分析・計測システムの開発イメージ

環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。**長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」等のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資を支援**する。
- **長期間かけて生分解する海洋生分解性プラスチック**の導入・普及に向けて、**新素材の開発や技術・安全性の評価手法**等の確立を行う。

易解体設計、長寿命化等の環境配慮設計の支援

設計・製造・販売
(環境配慮型ものづくりへの革新)

予算規模 200億 (3年総額)

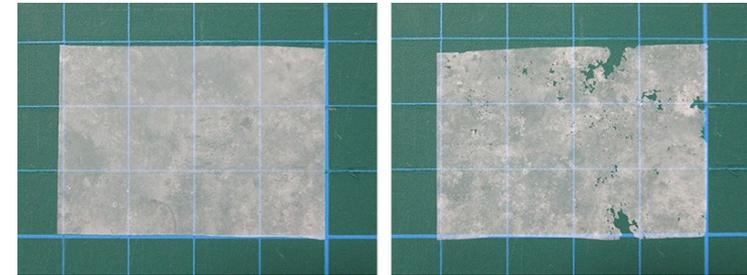
補助率 1/2 (中小企業)
1/3 (大企業)

リサイクル

利用

海洋プラスチックの浸水試験サンプルの分解過程試験

<出典> 国立研究開発法人産業技術総合研究所



2週間後

4週間後



バイオものづくりの社会実装に向けた支援

- **バイオものづくりとは、微生物や植物等の生物の代謝機能により有用物質を産生させる技術、あるいは動物の細胞等を用いて、細胞自体を増殖・高密度化させて有用物質の基礎を形成する技術。**その際、細胞等に存在する遺伝子やゲノムを編集あるいは組み換えることで、有価物を作らせたり、生産性を向上させることも可能となる。
- **廃棄衣料や廃木材等の未利用資源を原料とするバイオものづくりの社会実証を目指す「バイオものづくり革命推進基金（2,700億円）」、CO2を原料とするバイオものづくりの技術開発・実証を行う「GI基金（バイオP）：1,790億円」**を実施中。
- 物質生産を高度化する微生物（スマートセル）を開発・設計する国内のプラットフォーム（PF）事業者及びバイオ由来製品を量産する事業者を戦略的に推進。バイオものづくりのバリューチェーンを俯瞰した技術開発及び実証を進めることで、バイオ原料や製品の早期の社会実装を目指す。

バイオものづくり革命推進事業（2,700億円、基金）

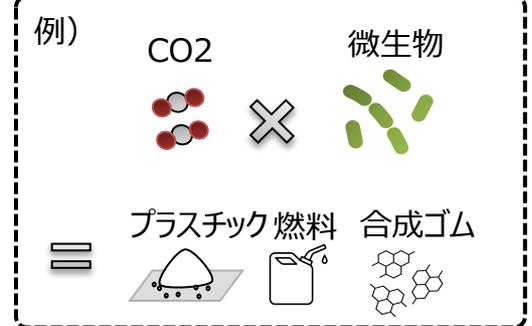
バイオものづくりで**廃棄衣料や廃材、食品残渣等を循環**。
社会課題解決と競争力強化に向けた技術開発を両輪で推進。



2023年決定
四次公募中

GI基金（1,790億円）

水素酸化細菌などによる、**CO2を原料とするバイオものづくりの技術開発・実証**。



2022年決定
採択済

持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進①

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

事業概要

- GXを通じたエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に資するSAFの製造プロジェクトについて、国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制の構築に向け、国内で大規模なSAF製造を行う事業者等に対して、設備投資等を支援する。

事業目標

- アジア圏におけるSAFの市場規模は約22兆円と見込まれており、航空需要が拡大するアジア圏へ国産SAFの供給するとともに、SAFの製造設備・ノウハウ等を波及させていくことで、巨大なSAF市場の獲得を目指す。
- SAFの製造・供給に向けた取組により、他業種との連携を通じた新たなサプライチェーンが構築される等、国内産業への波及効果を生み出す。

対象

- 国内で大規模なSAF製造を行う事業者

事業期間

- 2024年度～2028年度（5年間）

予算規模・補助率

- 予算規模：3,368億円（総額）
- 補助率：1/3（HEFA）,1/2（ATJ）



コスモ石油

場所：香川県
技術：ATJ
規模：15万KL/年



ENEOS

場所：和歌山県
技術：HEFA
規模：約40万KL/年



出光興産

場所：山口県
技術：HEFA
規模：25万KL/年



太陽石油

場所：沖縄県
技術：ATJ
規模：20万KL/年



持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進②

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

■ 持続可能な航空燃料(SAF)導入促進に向けた官民協議会

開催状況

- 第1回2022年 4月
- 第2回2022年11月
- 第3回2023年 5月
- 第4回2024年 1月
- 第5回2024年 6月
- 第6回2025年 2月
- 第7回2025年 6月
- 第8回2026年 1月



第4回持続可能な航空燃料(SAF)導入促進に向けた官民協議会より

SAF官民協議会



■ 国内におけるSAF需給見込み



■ 規制

供給事業者

- ✓ エネルギー供給構造高度化法にて、SAFの供給目標量を設定
- 2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上**

エアライン

- ✓ 航空脱炭素化推進基本方針にて、SAFの利用目標量を設定
- 2030年燃料使用量10%置換え**
(基本方針に適合するANA・JAL等の計画認定)

■ 支援

- GX経済移行債を活用した
- ✓ 大規模なSAF製造設備の構築に係る設備投資支援 (約3,400億円)
- ✓ 「戦略分野国内生産促進税制」により、SAFの国内生産・販売量に応じて、1L当たり30円の税制控除

■ CORSIA適格燃料登録・認証支援

① パイロット事業の支援※1

出光興産	日揮ホールディングス・コスモ石油
日本グリーン電力開発	Biomaterial in Tokyo・三友
レボインターナショナル	日本製紙・GEI・住商
三菱商事	Biomaterial in Tokyo・大同製紙
伊藤忠商事	南商陸産
	住友林業

※1: R7年度パイロット事業

② 認証ガイドの改訂



③ ICAO専門家会合(WG5)への参画



④ 大学や認証機関(SCS)と連携した事業者支援

■ SAFによるCO2排出削減の可視化

- ① 「SAF利用可視化ガイドライン」の検証・改訂
- ② 関連ガイドライン等との比較、課題整理
- ③ 航空利用者の理解促進



■ コスモ石油による国内初の大規模SAF生産設備の完成を受け、25年5月より国内空港で国産SAF利用開始



持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- **第五次循環型社会形成推進基本計画**（2024年8月閣議決定）において、廃食用油については、配合飼料原料や工業原料、バイオディーゼル燃料原料、持続可能な航空燃料（SAF）等の原料として有効活用することとされている。
- **SAF等の原料確保**等の観点から、市町村等の分別収集・再資源化の促進や、**資源性廃棄物の回収・選別・再資源化**に係る技術面での実施可能性や事業性の**調査分析**、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し一定以上を当該地域に再生材として供給する**技術実証等を実施**。
- 引き続き、**SAF原料等の確保や再資源化**等を通じて、**SAF供給体制の構築を促進**。

廃棄物から燃料製造・利用の流れ



SAF国内供給体制の構築に向けた環境省の主な役割

- SAF原料となりえる廃棄物の回収・調達促進
- 廃棄物からの原料改質～燃料製造に係る技術の実用化支援

廃棄物処理施設を核にCO₂等を資源として活用する 新たな循環産業の創出

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- ・ 廃棄物は地域、季節、天候によっても性状（成分、熱量、含水率等）が大きく異なり、多様な廃棄物の熱処理は短時間で変動して**排ガス量・性状が常に変化する**ため、**安定的・効率的に炭素回収・利用することが難しい**。
- ・ 地域特性に合わせ、**広域・集約型の処理**と、**局所最適のサイズや廃棄物の種類に合わせた方法による分散型の処理**が相補的に機能する、**安定的・効率的でバランスの取れた処理システムの構築**が必要。従来の焼却等処理に代替するカーボンニュートラル型の廃棄物処理施設・付帯設備を開発する。
- ・ **2030年度の事業化を目指し**、一部事業の修正や拡充を行いながら4事業を実施中。

①CO₂分離回収を前提とした廃棄物焼却処理技術の開発

- ・ 既設の焼却施設への後付けや基幹改良における設備導入も可能
※ 廃棄物の処理では、投入する廃棄物が雑多で極めて不均質であり、量や組成・成分の変動が大きく、分離回収を阻害する微量成分も含有することから、他分野のCCU技術をそのまま適用することはできない

①については以下の2プロジェクトを実施

- 1-1 化学吸収法をベースとしたCN型廃棄物焼却施設
- 1-2 酸素富化(燃焼)をベースとしたCN型廃棄物焼却施設



②高効率熱分解処理施設の大規模実証

（合成ガス・熱分解油等を直接生成可能な熱分解処理）

- ・ CO₂分離回収を経ず、廃棄物処理プロセスと一体的に原料・燃料を作り出すことができ、外部からの水素供給が不要



③高効率なバイオメタン等転換技術の開発

（メタン発酵バイオガスの直接メタネーション技術）

- ・ 小規模、低コストで分散型の処理を実施可能
- ・ 既設のメタン発酵施設への後付けや基幹改良における設備導入も可能
- ・ CO₂分離回収を経ず、廃棄物処理プロセスと一体的に原料・燃料を作り出すことが可能



熱処理

生物処理

資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

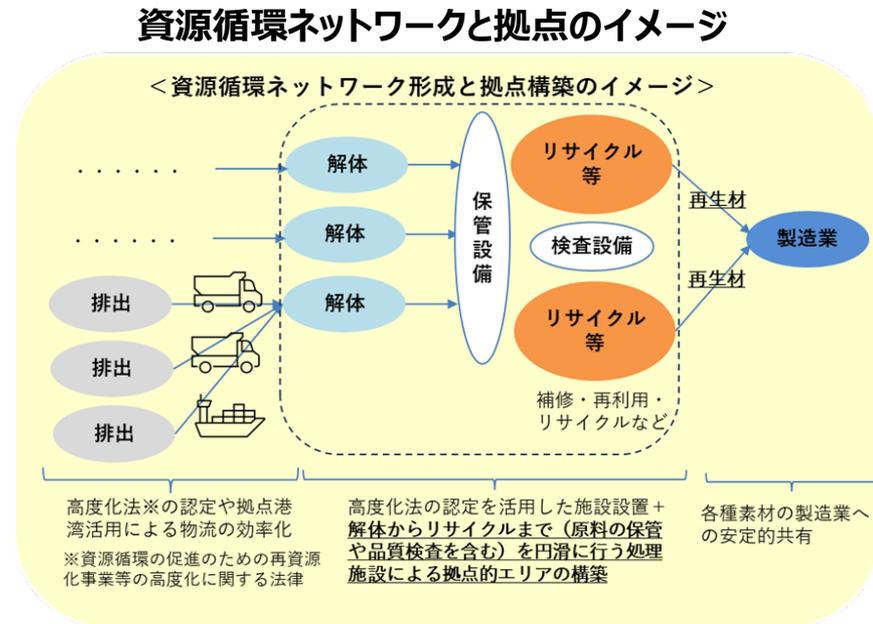
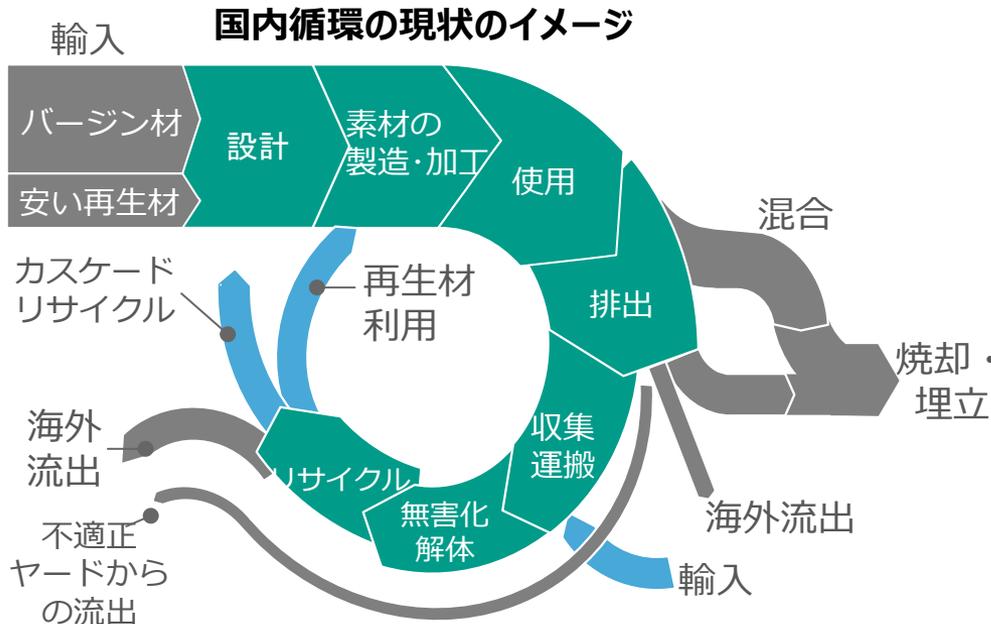
資源循環ネットワーク形成・拠点構築事業（調査事業）

■ 環境省は、主要な循環資源を対象として循環のボトルネックや課題解決策についての調査を12カテゴリーで実施中。調査結果を踏まえ、「**資源循環産業と製造業の企業間連携**」や「**動静脈物流の結合**」といった**ネットワークの形成や、大規模・集約的・効率的なリサイクル拠点構築を後押しする制度的措置**の検討を進めており、今月中に調査結果を公表する予定。

＜12カテゴリー＞

鉄スクラップ、シップリサイクル、アルミスクラップ、e-scrap、廃プラスチック、使用済み自動車、使用済みリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、使用済み風力発電設備、廃食用油の他、エリアを指定した複数の循環資源の組み合わせ（既存のエコタウンのアップデート等）。

■ 2026年度は、**重要鉱物資源を対象としたケーススタディを実施**する予定。



資源循環ネットワーク・拠点構築に向けた F S 事業 (全国12カ所)実施や港湾の選定・整備

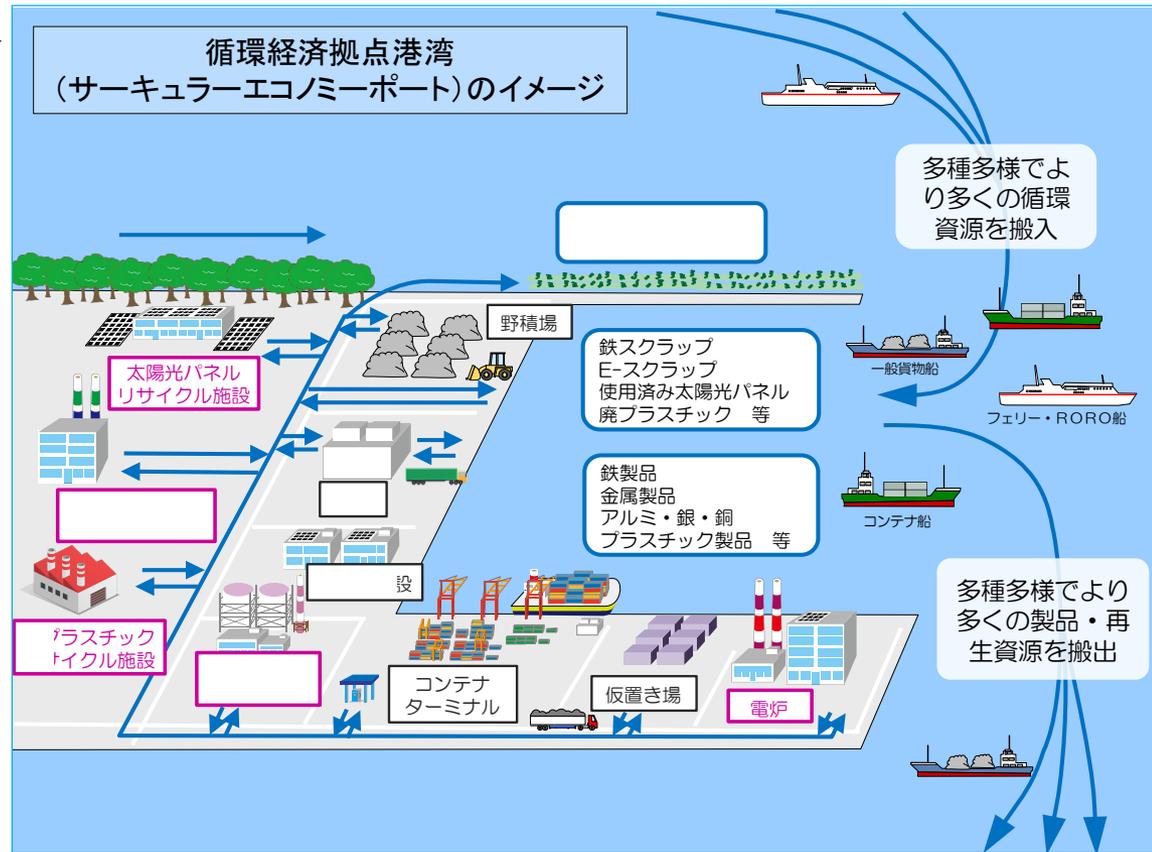
我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、循環資源の輸送への対応が必要である。
- そのため、**循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や港湾を核とする物流システムの構築等**による広域的な資源循環を促進する。

〈取組状況〉

- サーキュラーエコノミーポート（循環経済拠点港湾）について、令和8年度の選定に向け調整中
- 資源循環の検討に必要な、資源の流動を把握する調査を実施中
- 循環資源の取扱いに関する運用の改善のため、港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインの策定に向けた検討を実施中
- 循環資源取扱支援施設の整備に対する支援の拡充を検討中
- 官民一体となって港湾におけるサーキュラーエコノミーの取組を推進する体制の強化に向け調整中

(循環資源取扱支援施設例)



不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの 不適正な国外流出抑制等

使用済みの金属やプラスチックの再生又は保管を行うスクラップヤードについて許可制を導入するとともに、環境の汚染のおそれのある物品の輸出の際の環境大臣の確認の仕組みを創設する等の措置を講ずるため、今特別国会に廃棄物処理法等の一部改正法案を提出予定。

現状・課題

- 金属、プラスチック等の再生又は保管を行うスクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

措置事項

(廃棄物処理法等※の改正)

- **再生又は保管**を行う事業に関し、**許可制を導入**。
- 対象物品に応じた**再生、保管の方法の基準を設ける**。基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境の汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとする改正を行う



自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。



金属くずにかかる輸出統計品目表の改正

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 金属資源を海外に依存している我が国において、**国内で発生した金属くずは貴重な資源**。国内における金属資源の循環体制強化のため、**①品質に基づく流通実態の把握が課題**。また、**②環境対策の不十分なヤード等で不適切に処理された金属くずが海外流出しているとの指摘**。
- 環境省及び経済産業省からの要望に基づき、国内での活用が見込まれる**鉄、銅、アルミニウムの金属くず**について、**輸出統計品目表の見直しを実施**。**①品質に応じた国外流出量の実態把握**と、**②環境汚染等の懸念のある金属くずの輸出について税関での効率的な水際取締りが可能**となった。

輸出統計品目表の見直し例：鉄のヘビーくず（令和8年1月1日実施）

- ①鉄のくずは、鉄鋼業におけるカーボンニュートラルの実現に向けて世界で需要が増加。輸出統計品目表を見直し、日本鉄鋼業の競争力の源泉である高級鋼材の原料として、国内での活用が期待されている高品位な鉄くず※か否かについて、国外流出量を区別して詳細に把握。
※「厚さ6mm以上」のものは、鉄鋼製品の品質に影響を与える銅、錫等の異物混入が少なく、出所が明らかであるなどの理由から、高品位品として扱われている。
- ②また、この見直しにより、税関がバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の規制対象となる可能性がある物品の適正な手続きを経ない輸出について効率的な水際取締りを実施可能。

改正後				改正前			
72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット			72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット		
7204.10				7204.10			
}	[略]			}	[同左]		
7204.30	－その他のくず			7204.30	－その他のくず		
7204.41	[略]			7204.41	[同左]		
7204.49	－－その他のもの			7204.49	－－その他のもの		
	----ヘビーくず			100	----ヘビーくず		KG
110	----厚さが6ミリメートル以上のもの		KG				
190	----その他のもの		KG				
200	----シュレッダーくず		KG	200	----シュレッダーくず		KG
900	---その他のもの		KG	900	---その他のもの		KG
7204.50	[略]			7204.50	[同左]		

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（令和7年財務省告示第283号）（抜粋）

<https://www.customs.go.jp/kaisei/kokuji/2025kokuji/2025kokuji283.pdf>

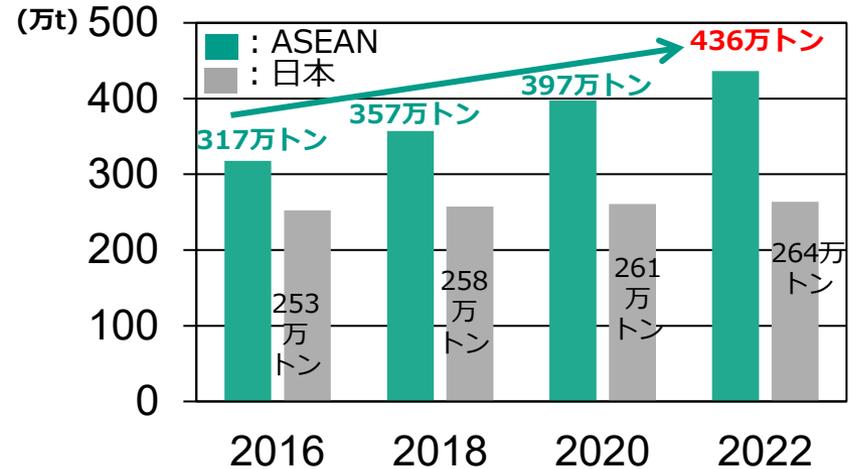
ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築①

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- アジアでは、電気・電子機器廃棄物（e-waste）の回収・処理等に関する法令整備が不十分であり、インフォーマルセクター等による不適正な処理やリサイクルによる環境汚染（※）が深刻な問題。

（※）埋立、重金属流出による土壌・水質汚染、廃酸の河川流出による生態系破壊、野焼き・有害ガス吸引による健康被害等

- ASEANでは近年e-wasteの発生量が急増し、2016年時点で発生推計量が日本国内の発生量を超えており、今後も増加が予想される。

ASEANのe-waste関連法令・規則の整備状況
(2024年時点)²⁾e-wasteの手解体³⁾不適正な貴金属回収⁴⁾ケーブルの野焼き⁵⁾ASEANと日本におけるe-waste発生量¹⁾

1) Unitar, "The Global E-waste Monitor 2024"

2) Unitar, "The Global E-waste Monitor 2024"を一部修正し作成

3) JICA: Information collection and confirmation survey on E-waste management in Malaysia and neighboring countries (2014)

4) Sukandar: E-waste disposal & health safety in 3R of E-waste (2009)

5) NIES: International resource circularity of E-waste, Nies Research Booklet, No.57 (2015)

ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築②

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

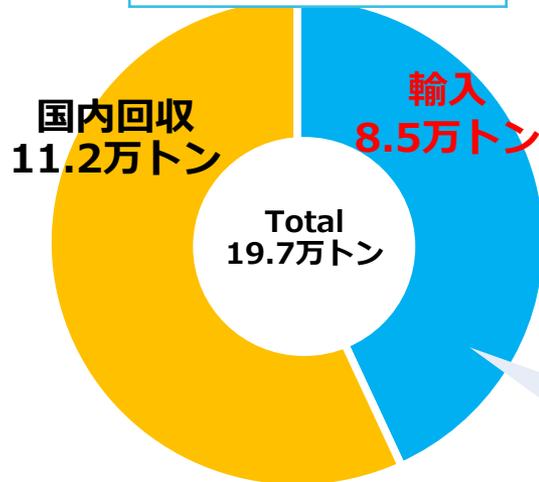
- 日本は、国内で回収したe-wasteに加え、電子スクラップ（金属リサイクルに適した廃基板等）を輸入し、**高度かつ環境上適正な製錬施設で回収・リサイクル**を行っている（OECD国でのシェアは5割弱でトップ）。**処理量のうち4割強が輸入由来**（うち6割が欧米）。
- 一方、①EU等による域内での資源確保の動きが進み、②バーゼル条約の改正に伴うOECD加盟国間ルールの変更（※）等により、**今後、EUからの電子スクラップ（e-scrap）等の域外への輸出が厳格化される。**

（※）有害廃棄物の輸出入に関する手続きは、OECD加盟国間でのリサイクル目的の電子スクラップ移動に関しては適用が除外されていたが、2022年のバーゼル条約改正決定に伴い、すべてのe-wasteが条約の規制対象となったことで、電子スクラップの規制はOECDで統一ルールを定めず、各国判断となった。（なお、日本はOECD加盟国間のルールは継続）

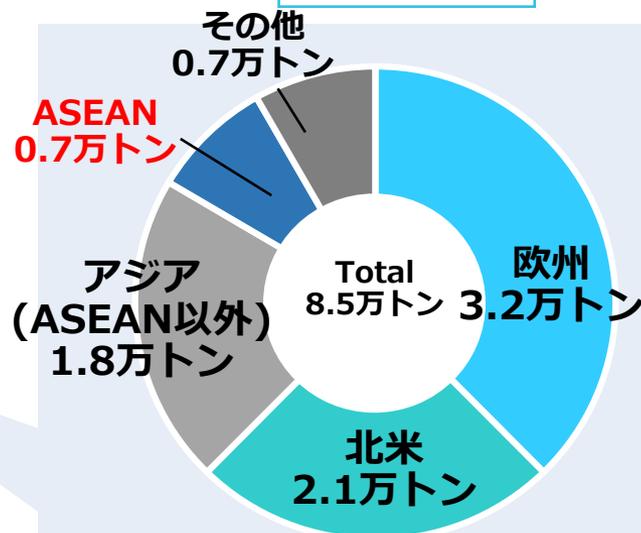
国内でリサイクル処理されるe-scrap*の内訳⁸⁾

*廃基板・廃蓄電池に限定した数値

国内回収/輸入の割合



輸入先別割合



e-waste



(UNU and UNITAR)

e-scrapの代表例：廃基板



(All Right Consultant & Development Co., Ltd.)

⁸⁾日鉱協会統計値、貿易統計(2022)、ヒアリング情報に基づく推計値

ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築③

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 2023年、日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、**日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）**が発足。9月の日ASEANサミットで歓迎され、12月の特別首脳会合で合同声明・計画実行を宣言。**SPACEの取組として、「e-waste及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEC）」に合意**。法令整備、技術支援、民間連携により廃家電の回収や適正解体等を支援し、日本へのe-scrap輸出を促進し、環境上適正な国際金属資源循環の構築を目指す。また、2025年9月に行われた日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、**新たにバッテリーを含む使用済自動車（ELV）を対象とする、「e-waste、ELV及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に合意**。
- e-wasteについては、これまでに、5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）の詳細調査を実施、5ヶ年の実施計画策定済み。現在、**各種ガイドラインの整備、規制及び執行体制の強化、民間企業の連携促進**等に向けた協力を実施中。
- 新たに追加された**ELVについては、今後実態調査等を実施**予定。

想定される協力内容

1 e-waste、ELVの適正処理に係る法令整備等制度構築支援

ASEANにおける関連法令（収集、解体、処理に係る義務、EPR※等製造者の義務）や環境基準・ガイドライン等の整備支援を行う。また収集・解体・処理に係る登録や許可制度等の設定、環境基準適用等によりインフォーマルセクターの適正化を支援する。

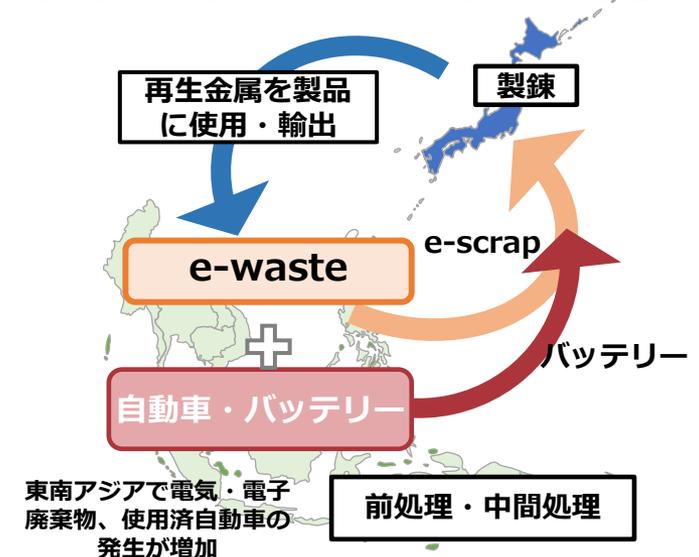
2 能力開発支援

現地政府及び民間の能力開発を支援する。具体的には専門家の助言等により現地政府による法令の適正な施行や、事業者へのモニタリングの支援を行う。また、事業者に対して解体処置の技術や事業に関わる能力の向上をサポートする。

3 民間連携の促進

日本企業と現地企業の連携を促進する。
例：技術協力、合併企業の設定、現地企業への設備投資

E-waste資源循環に新たに使用済自動車（バッテリーを含む）を追加



アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた 廃棄物インフラ輸出機会の創出①

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 2025年8月20・21日、第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）のパートナー事業として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」第4回全体会合が横浜で開催。アフリカ42カ国の政府関係者や、国際機関、国内外の企業・団体等から、のべ約360名が参加。環境省からは、浅尾環境大臣（当時）及び勝目政務官（当時）が参加。
- ACCPの活動強化のため、国際資金と連携した廃棄物管理インフラ推進のための「事業形成促進ファンド」を設立し、世界銀行副総裁等が参加。
- 本会合の成果文書として、今後3年間の活動を示す「新・横浜行動指針」が採択。TICAD 9の本会合において、岸田議長代理が言及するとともに、TICADの成果文書「TICAD 9横浜宣言」にて明確に位置付け。



勝目政務官（当時）
開会挨拶



浅尾大臣（当時）
閉会挨拶



事業形成促進ファンド設立イベント
(8/20)

新・横浜行動宣言

第4回ACCP会合の成果文書として3年間の9つの活動目標をとりまとめ、福岡方式を活用した最終処分場の普及、及び事業形成促進ファンド等を活用し、国際開発機関等を巻き込んだインフラ整備を明記。

TICAD 9 横浜宣言（抜粋）

我々は、アフリカの自然生態系を保護し、アフリカ大陸の持続可能な開発と環境安全保障を推進するため、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）の下で国際援助国と共同で廃棄物管理インフラの開発を促進するために新たに設立された基金を通じたものを含め、海洋汚染を低減し、生物多様性の保全を促進し、効果的な廃棄物管理を実施することの緊急性を強調する。



廃棄物管理により公衆衛生改善を図る「アフリカのきれいな街プラットフォーム」が47か国・200都市に広まっています。国際機関と連携し、インフラ整備等を推進していきます。

(8/22 岸田議長代理スピーチ<社会>)

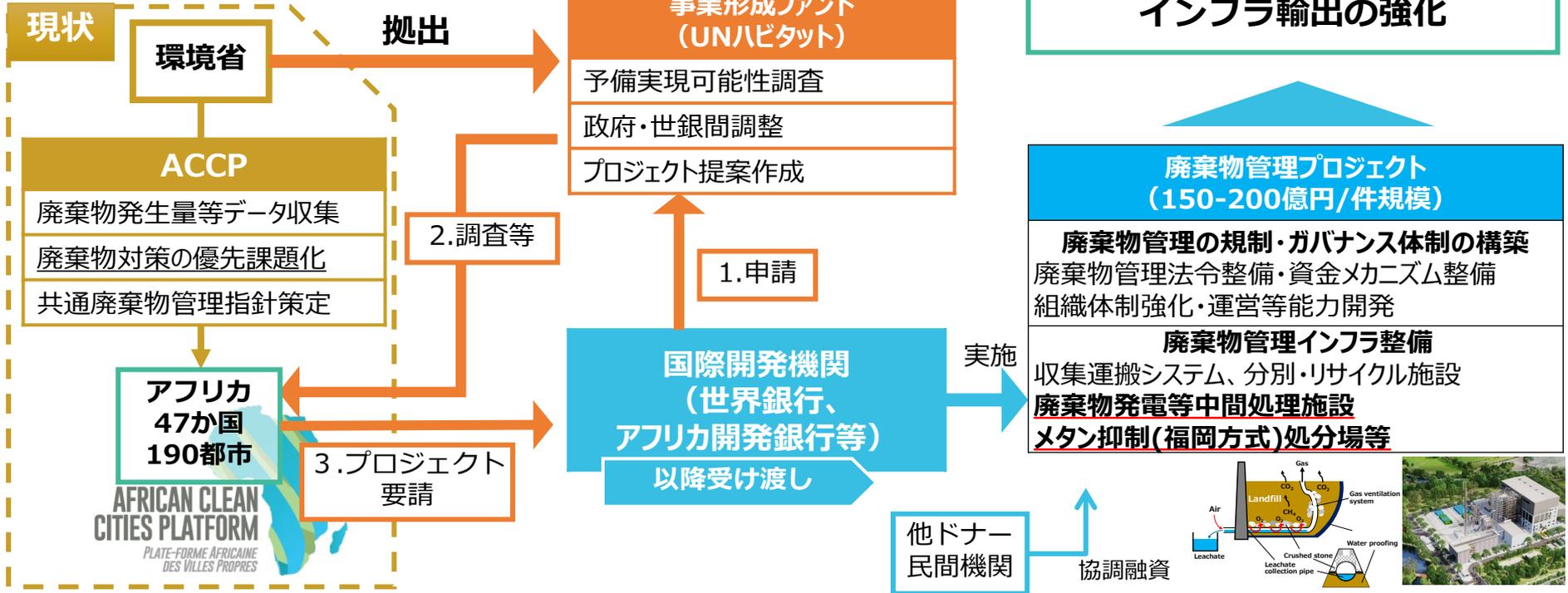
アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた 廃棄物インフラ輸出機会の創出②

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- グローバルサウスの中でも特にアフリカは廃棄物管理インフラが未整備であり、公衆衛生問題の改善が喫緊の課題。
- 2022年のTICAD8における「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）を通じ公衆衛生を改善する」総理表明も踏まえ、世界銀行等の資金を活用したインフラ整備プロジェクト化をアフリカにおいて促進すべく、世界銀行等の廃棄物管理インフラプロジェクトへの橋渡しを行うため、プロジェクト要請書の作成支援等の予備調査を行うシーズファンドを設立（R6年度補正予算10億円を措置）。日本の優れた技術・インフラ整備等を盛り込み、廃棄物インフラ輸出機会を創出。

廃棄物管理インフラ整備のシーズファンド・スキーム

青色：本拠出金が支援する世界銀行等のプロジェクト形成
 橙色：本拠出金により新たに立ち上げるスキーム



アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた 廃棄物インフラ輸出機会の創出

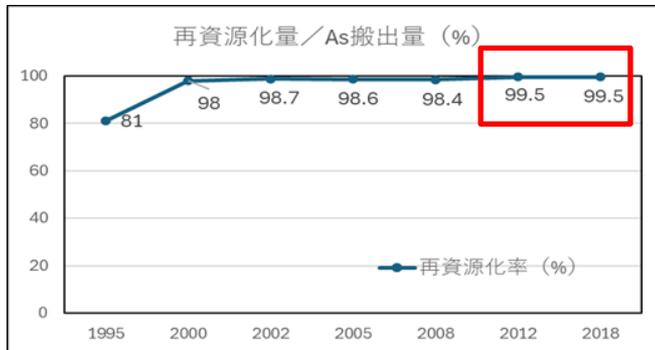
我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

アスファルト再生技術の海外展開の支援

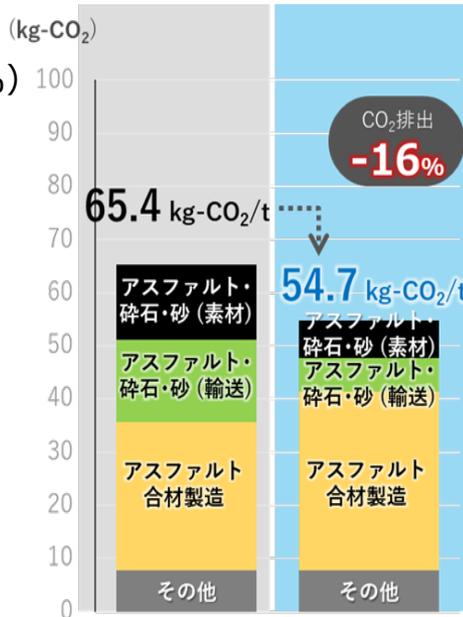
- 日本は**アスファルト再資源化率99.5%**を誇り、競争力のあるアスファルト再生技術を保有。
- アスファルト再生技術の海外展開に向けて、多国間（国連、日ASEAN、APEC、AZEC）や二国間（尼、越、比など）の枠組みを活用し、**日本の技術や関連制度・システム等の知見を紹介し、本邦企業の活動を支援。**

【アスファルト再生技術の優位性】

- ①**資源循環**（尼/越などはアスファルト輸入国）
 - ②**CO2排出量削減**（日本国内試算で-16%）
 - ③**コスト低減**（材料調達、メンテナンス等）
- ⇒日本は**建設リサイクル法等の整備**により、
アスファルト再資源化率は99.5%！



日本におけるアスファルト再資源化率



CO2排出量比較

【海外展開における課題】

- **相手国政府等の理解、機運醸成**
- **再生処理及び再生材の流通/利用を促す枠組みや公的支援等の充実化**
(例：建設リサイクル法など)
- 再生処理を行うための資機材及び技術基準、ガイドライン等の充実化

【今後の予定】

- 様々な枠組み等を活用し、アスファルト再生技術の紹介を継続
- 二国間対話の機会を通じて、**先方ニーズ等を踏まえ、関係機関との連携により、具体の支援策を検討**

G 7 及び同志国と連携した重要鉱物サプライチェーンの強靱化

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

1. 重要鉱物財務大臣会合（2026年1月12日）

（1）開催の経緯

- レアアースを含む重要鉱物サプライチェーンの強靱化について関係国の財務大臣間で議論したいとの米・ベッセント財務長官の意向で開催。G 7と同志国（豪・韓・印・墨）の財務大臣等が出席。日本からは片山財務大臣が出席。

（2）片山財務大臣からのプレゼン概要

- 片山大臣は、ベッセント長官の求めに応じて、冒頭プレゼンを行い議論をリード。主な内容は以下の通り。
 - 1月6日に中国政府が発表した、日本向けの新たな禁輸措置は、①幅広い品目を対象とし得る曖昧な記載となっていること、②再輸出規制を導入しており第三国にも広く悪影響が及び得ること、等から極めて問題であると指摘。
 - 日本の経験として、2010年の尖閣諸島沖の漁船衝突事件以降、中国が取った日本向けレアアースの禁輸措置に対する日本の取組（調達先の多様化、リサイクル、省レアアース）を紹介。日本のレアアース対中依存度が下がった実績（2010年：約90%→2024年：60%強）も共有。
 - 日本の経験も踏まえ、今後、G 7 及び同志国で、需要・供給双方の面から、短期・中期・長期で取り組むべき政策の考え方を提示。その中には、政策金融機関・国際金融機関の支援、製錬処理・リサイクル能力の強化等も含まれている。

（3）主な議論（※）米国財務省Readout、大臣ぶら下がり記者会見（1/12）等

- 日本のプレゼン、特に、レアアースの中国依存の低減に強い関心。リサイクル技術の共有への期待あり。
- 財務トラックだけではなく、エネルギーや貿易トラックとの連携の重要性を共有。
- ⇒ レアアースの対中依存度を、スピード感を持って引き下げていくため、サプライチェーンの混乱や操作に対する強靱性を構築すべく、関係各国で取り組むことに合意。この点を含め、米財務省がプレスリリースを発売。

2. 政策金融機関・国際金融機関等の支援の一例

- JBIC: マレーシアにおける使用済み脱硫触媒からのモリブデンおよびバナジウムの分離回収事業（25年6月：協調融資総額90億円）、金属廃棄物リサイクル装置の開発・製造等を行う米SUN METALON Inc.に出資（25年5月：金額非公表）
 - IFC・EBRD等：ポーランドにおける、電気・電子機器の廃棄物のリサイクル事業（23年1月公表：投融資総額2.9億米ドル）
 - IDB: ウルグアイ向け政策融資に使用済み電池の回収・再利用等を含むトレーサビリティ計画の実行を条件付（25年10月公表：1億米ドル）
- （参考）日本政策投資銀行：車載用リチウムイオン電池再生事業を行う事業者に、地域金融機関と共に協調融資し、設備投資資金を提供

資源循環市場の創出拡大に向けた 国内外のルール形成

資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導

- 企業の非財務情報開示及び指標・目標設定は、製品・サービスの競争力、企業の資金調達力等に直結するものの、資源循環については、TCFD（気候変動）やTNFD（生物多様性）のように、国際的な枠組が確立されていない。
- こうしたなか、民間企業団体であるWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）は、資源不足への対応および気候変動と生物多様性への取組を前進させるため、循環経済の主流化に向けた国際的な枠組としてGCP（グローバル循環プロトコル）を開発。
- 環境省は、2024年にWBCSDとGCPの開発に関する協力文書に署名し、関連委員会への参画をはじめ多角的に開発への協力を実施。
- COP30（2025年11月）のサイドイベントにおいて、循環性に関する企業パフォーマンスの測定・開示フレームワークやセクター共通の循環性指標を含む基本的な枠組みを、初版（Ver1.0）として公表。

循環性に関する国際的なルール形成

炭素中立	TCFDによる企業情報開示スキームが確立 GHGプロトコルにより排出量算定方法が確立
自然再興	TNFDによる企業情報開示スキームが進行
資源循環	CTI、ISO、ESRS等があるが、開示・指標ともに成熟途上
CTI（Circular Transition Indicators） - WBCSD（持続可能な開発世界経済人会議）が開発した循環性指標 ISO59020 - 企業の循環性の測定・評価の国際標準規格 ESRS（European Sustainability Reporting Standards） - EUによる企業の持続可能性報告基準	

GCPの概要

・循環性評価や情報開示に関する基本的な枠組みが示された

循環性評価

- ・企業の取組を促進する枠組み
- ・循環性指標
例）再生資源利用率、材料消費削減量、製品寿命
- ・IRO（環境インパクト、リスク機会）

情報開示

- ・フレームワーク（4 Pillars）
ガバナンス、戦略、IRO管理、指標・目標
- ・バウンダリー（Scope）
開示範囲の決定に関する方法
- ・開示項目

GCPの基本構成



政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援

- 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入、2024年度から取組を開始。
- 調達者の選択容易性の観点から、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用。

循環性基準の導入

グリーン購入法基本方針の改定（年1回）（閣議決定）

- ・ 調達推進の基本的方向、**特定調達品目**及び**判断の基準**など（2026年2月閣議決定、特定調達品目：22分野291品目）



資源循環を意識した基準を導入、強化、拡充や整理

○2025年度の主な見直し内容

認定プラスチック使用製品への対応

- ・ プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（文具、清涼飲料用ペットボトル容器等）について基準値1又は判断の基準として設定

循環性基準の導入等

- ・ 制服、作業服をはじめとする繊維製品において、水平リサイクルの促進等につながる判断の基準等の見直しを実施
- ・ トナーカートリッジ、インクカートリッジにおいて、再使用・マテリアルリサイクル率に係る判断の基準を強化 等

環境ラベルの活用



エコマーク

日本で唯一のISO14024（タイプI環境ラベル制度）に基づく環境ラベル



グリーン購入法基本方針への活用

令和7年度の見直しにおいて、以下の品目において新たにエコマークの活用について記載。

衛生用紙、テレビジョン受信機、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、カーペット、毛布等、マットレス、作業手袋、テント・シート類、防球ネット、旗・のぼり・幕類、モップ、太陽熱利用システム【7分野23品目】



全体で【17分野138品目】について、エコマーク活用の基準を設定



グリーン購入法で循環性の高い製品やサービスを適切に評価し、エコマークをはじめとした第三者機関による環境ラベルの更なる普及啓発を図ることにより、地方公共団体や民間部門を含めた需要拡大